

# 特定の開発行為許可制度のあらまし

スキー場



キャンプ場



乗馬場



車両競争場



モトクロス場



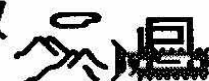
資材置場



工場用地



土石の採取



その開発行為は許可を必要としていませんか！

開発行為を行おうとする際は、都市計画法や宅地造成等規制法あるいは採石法などの規制を受けている場合は、それらの法令に基づく許可が必要ですが、法令の適用されない開発行為も多いことから、北海道では、無秩序な開発行為を防止し、地域住民の生命財産を災害から守り、安全で良好な生活環境の確保を図るため、北海道自然環境等保全条例（昭和49年4月1日施行）に基づき、1ヘクタール以上の土地の形質の変更を伴うスキー場の建設、資材置場の造成、土石の採取などの特定の開発行為を行う場合は、知事の許可を受けなければなりません。

北 海 道

## I 許可が必要となる特定の開発行為とは

北海道自然環境等保全条例の許可が必要となる特定の開発行為とは、次に掲げる行為で、1団の土地において1ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更が行われるものをいいます。

なお、「1団の土地」とは、開発する区域の土地の利用目的、物理的形狀等からみて一体と認められる土地の区域をいい、「土地の形質の変更」とは、切土、盛土、整地又はかき起こし等により土地に対して物理力を行使する行為をいいます。

また、特定の開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）には、残置する樹林帯、保安用地などを含みます。

### 1 スキー場の建設

「スキー場」とは、スキーコースのほか、リフト、スキーハウス、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

また、新設及び増設スキー場のほか、既設スキー場の改修工事による新たな土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

### 2 キャンプ場、乗馬場、射撃場、アーチェリー場、車両競争場の建設

「キャンプ場」とは、テント床、バンガローのほか炊事施設、トイレ、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「乗馬場」とは、馬場、準備馬場のほか厩舎、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「射撃場」及び「アーチェリー場」とは、射場のほか、物品庫、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「車両競争場」とは、自動車、オートバイ、バギー車、自転車等の競争・練習走行や競技会に使用されるコース、コクピットのほか駐車場、管理棟、観客席等の施設の総体をいい、モトクロス練習場等も「車両競争場」に該当します。

また、新設及び増設の施設のほか、既設の施設の改修工事による新たな土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

### 3 資材置場又は工場用地の造成

「資材置場」とは、建築建設関連等の資材をストックするための用地のことをいい、「工場用地」とは、物を製造・加工・振分等するために必要な機械・器具等及びこれらを備えた施設を建設するための用地のことで、当該用地を造成するための土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合は許可が必要となります。

なお、廃棄物は資材には含まれず、廃棄物処理施設は工場には含まれませんので、特定の開発行為に該当しません。

### 4 土石の採取

「土石の採取」とは、利用する目的（販売を含む。）をもって土地から土石を切り離し、その土地から土石を開発区域外に搬出する行為をいい、採取区域、堆積場、取付道路などの土地の形質の変更の規模の合計が1ヘクタール以上となる場合は許可が必要となります。

なお、新規の土石の採取のほか、継続して採取することによって土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

#### 【適用除外】

次に掲げる特定の開発行為は、この条例の適用を受けません。

- (1) 保安林等の区域、砂防指定地の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、海岸保全区域、河川区域及び農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内で行う特定の開発行為。
- (2) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う特定の開発行為。
- (3) 宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けて行う特定の開発行為。
- (4) 採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為。

- (5) 都市計画法第29条第1項第3号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う特定の開発行為。
- (6) 土地区画整理法の認可を受けて行う特定の開発行為又は同法の認可を受けた者が行う特定の開発行為。
- (7) 旧住宅地造成事業に関する法律の認可を受けて行う特定の開発行為。
- (8) 新住宅市街地開発法の認可を受けた施行計画に基づいて行う特定の開発行為。
- (9) 国、道、市町村、規則で定める公社等が行う特定の開発行為。

## II 許可を受けるためには

### 1 あらかじめ事前相談を

特定の開発行為を行おうとするときは、あらかじめ事業計画の内容、許可申請手続きの方法などについて、開発行為地を管轄する総合振興局又は振興局の環境生活課地域環境係に相談してください。

### 2 申請書の提出にさきだち事前審査の申出を

許可申請から審査を経て許可等の処分が決定されるまでは、書類の補正等に相当の時間を要することがありますので、許可事務の円滑化を図るため、許可申請にさきだち事前審査の申出書を総合振興局又は振興局に提出していただきます。

事前審査では、あらかじめ事業の内容が条例で定める許可の基準に適合するか否か等について審査し、不適合箇所や問題点、書類の不備等について指導いたします。

なお、特定の開発行為にあたっては、開発区域に係る河川を所管する河川管理者の同意を得るための「治水協議」が必要です。

### 3 申請書の提出

事前審査で指導を受けた事項を整理し、申請図書が整ってから総合振興局又は振興局に申請書を提出していただきます。

申請に際しては、所定の手数料が必要ですので、北海道収入証紙を申請書に貼って納めていただきます。金額は、面積規模により次のとおりです。

(R2.3.31 改正・R2.4.1施行)

特定の開発行為をする土地の区域の面積が3ha未満のとき	395,900円
〃 3ha以上6ha未満のとき	519,700円
〃 6ha以上10ha未満のとき	678,500円
〃 10ha以上20ha未満のとき	890,200円
〃 20ha以上50ha未満のとき	1,071,900円
〃 50ha以上100ha未満のとき	1,188,200円
〃 100ha以上のとき	1,188,200円に100ha以上の部分が100haに達するまでごとに220,100円を加えた額

※ 手数料の金額は、改正されることがあります。

### 4 設計者の資格要件

特定の開発行為に関する設計に係る設計図書の作成は、次に掲げる資格のいずれかを有する者により作成されなければなりません。

- (1) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。
- (2) 学校教育法による短期大学において、土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。
- (3) (2)に該当するものを除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧

- 専門学校令による専門学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。
- (4) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。
  - (5) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科等に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。
  - (6) 技術士法による2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者。
  - (7) 建築士法による1級建築士の資格を有する者。
  - (8) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、建設大臣の認定する宅地造成技術講習を終了した者。
  - (9) 測量法による測量士の資格を有する者。
  - (10) 建設業法による1級施工技術検定（土木、建築に限る。）に合格した者。
  - (11) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、建設業法による2級施工技術検定（土木、建築に限る。）に合格した者。

## 5 許可の基準について

許可の基準の主なものは次のとおりですが、許可基準の技術細目として別途詳細な基準が定められています。これらの基準に適合しない場合は許可されません。

また、許可にあたっては、必要な限度において条件を付すことがあります。

### 【許可基準】

- (1) 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。
  - ・ 例えば、開発区域における植物の生育を確保する上で必要な樹木の保存や崩壊等のおそれがある箇所が存置されない開発行為などは許可基準に合致しません。
- (2) 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。
  - ・ 例えば、土砂崩れなどを起こすおそれのある開発行為は許可基準に合致しません。
- (3) 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。
  - ・ 例えば、安全な交通の確保に支障をおよぼすような開発行為や下流流域に溢水等の被害を生ずるおそれのある開発行為などは許可基準に合致しません。

## 6 無許可行為に対する処分

無許可等の違反をして開発行為を行った者は、条例第34条の規定による原状回復等の監督処分のほか、懲役や罰金の処罰を受けることもあります。

## 7 環境への配慮

北海道では、よりよい環境を未来に引き継ぐため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道を目指して各種施策に取り組んでいます。

北海道自然環境等保全条例に基づく特定の開発行為の許可にあたっては、同条例第30条第3項に定める基準及び第4項に基づく技術的細目に適合していることを要しますが、事業者の皆様には、特定の開発行為の許可申請にあたっては、現地の状況を踏まえた環境に配慮した事業計画をご検討されるようお願いします。

### Ⅲ 問い合わせ先

開発面積が20ha以上の場合は北海道環境生活部へ、また、20ha未満の場合は各総合振興局又は振興局へお問い合わせください。

- 北海道環境生活部 環境局 環境政策課 環境影響審査係 TEL 011-204-5981  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎12階
- 空知総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0126-20-0200(内線2971)  
〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
- 石狩振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 011-231-4111(内線34-371)  
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階
- 後志総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0136-23-1300(内線2971)  
〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
- 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0143-24-9900(内線2971)  
〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- 日高振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0146-22-9030(内線2971)  
〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
- 渡島総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0138-47-9400(内線2971)  
〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- 檜山振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0139-52-6500(内線2971)  
〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
- 上川総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0166-46-5900(内線2971)  
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
- 留萌振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0164-42-8404(内線2971)  
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
- 宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0162-33-2516(内線2971)  
〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
- オホーツク総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0152-41-0603(内線2971)  
〒093-8585 網走市北7条西3丁目
- 十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0155-26-9005(内線2971)  
〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番
- 釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0154-43-9100(内線2971)  
〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
- 根室振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0153-24-0257(内線2971)  
〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

(ここに書かれている内容は、令和2年4月1日現在のものです。)